

相 続 手 続 き の ご 案 内 【 両 備 信 用 組 合 】

ご預金の相続

1. 死亡のご連絡

※ 死亡のご連絡より、亡くなられた方のご預金等の口座凍結の手続きをいたします。
口座凍結後は、相続手続き完了まで、入金・払戻し・年金の受取り・公共料金の自動引落等が出来ません。

※ 必要書類のご案内
取引店にて、相続手続きに必要な書類をご案内申し上げます。
右の「ご提出書類など」をご参照ください。

2. 書類のご準備

○役場で入手できます。	役場で、戸籍謄本（必要に応じて改製原戸籍、除籍謄本）を入手してください。
・戸籍謄本	
・印鑑証明書	当組合からお渡した『相続手続依頼書』に
○取引店でお渡しします。	必要事項をご記入ください。
・相続手続依頼書	

3. 書類のご提出

※ 上記の書類が揃いましたら、取引店にご提出
ください。

上記の書類をご提出いただきました後、
相続人への名義変更や解約は、後日の手続
きとなります。

※ 書類の確認のため、後日、改めてご連絡いたします。

4. 相続の完了

※ 相続人への名義変更や解約（振込・現金払い）を行います。

ご提出書類など

※ 提出書類（戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書、遺言書など）は原本（謄本を含む）をご提出ください。
当組合でコピーを取らせて頂き、原本はご返却いたします。

※ 印鑑証明書は発行後6ヵ月以内のものをお願いします。

※ お取引の内容によっては、下記以外の書類を提出いただく場合がございます。

1. 相続手続 通常の場合

ご提出いただく書類	ご注意
(1) 相続手続依頼書（名義書換依頼書 兼 振込依頼書 兼 支払依頼書） ※当組合の取引店でお渡しいたします。	相続預金等の取扱方法を依頼する書類です。 相続関係者の方それぞれが自筆で署名・捺印（実印）ください。
(2) 戸籍謄本 又は、被相続人法定相続情報（法務局発行） ①亡くなられた方 氏名 様 ・ 出生から死亡までの戸籍謄本 →→→→→→→→→→→→→→→→→ ②相続人 ・ 相続人全員の方の戸籍謄本 氏名 様 様 様 氏名 様 様 様 氏名 様 様 様	1．亡くなられた方の戸籍謄本を請求される場合は、市町役場で次のようにお伝えください。 《役場窓口で戸籍謄本を申請する場合》 相続のために必要なので、〇〇〇〇（亡くなられた方）の生まれてから死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください。 改製原戸籍、除籍謄本も必要ならば、発行してください。 2．亡くなられた方の戸籍謄本で、相続人の氏名・生年月日が確認できる方は不要です。 3．被相続人法定相続情報（法務局発行）についても相続人の氏名、生年月日の記載がある場合は、相続人の戸籍謄本は不要です。
(3) 印鑑証明書（発行後6ヵ月以内のもの） ○相続人 ・ 相続人全員の方の印鑑証明書 氏名 様 様 様 氏名 様 様 様 氏名 様 様 様	相続人（相続関係者を含む）全員の印鑑証明書を ご提出ください。

2. 遺産分割協議・遺言・調停・審判の場合は、上記のご提出書類に加えて、以下の書類をご提出願います。

(1) 遺産分割協議書	
(2) 遺言書（公正証書遺言と自筆証書遺言があります） ①公正証書遺言の場合は、公正証書遺言謄本又は正本で受付します。 ②自筆証書遺言の場合は、遺言書検認書謄本、家庭裁判所の遺言執行者選任審判書謄本等（審判で選任されている場合）で受付します。	
(3) 家庭裁判所の調停調書謄本 または、審判書謄本	

3. 相続預金の支払時に必要な書類等

亡くなられた方	◎ 預金通帳（キャッシュカード）・証書・出資証券等 ※紛失された場合は、相続手続依頼書の紛失欄に○を付けてください。
相続される方	◎ 名義変更をされる方は、本人確認のために<u>運転免許証等</u>と、<u>お取引印</u>をご持参ください。 ◎ 相続預金を振込みされる方は、振込先の口座の<u>通帳</u>または<u>キャッシュカード</u>をご持参ください。（口座確認のため） ※他行へ振込する場合は、所定の振込手数料が必要となります。（相続預金から天引きさせていただきます。） ◎ 現金払戻しの方は、<u>実印</u>をご持参ください。

お問い合わせ先 ※ご不明な点はお尋ねください。

両備信用組合 _____ 店 担当 (_____) TEL _____